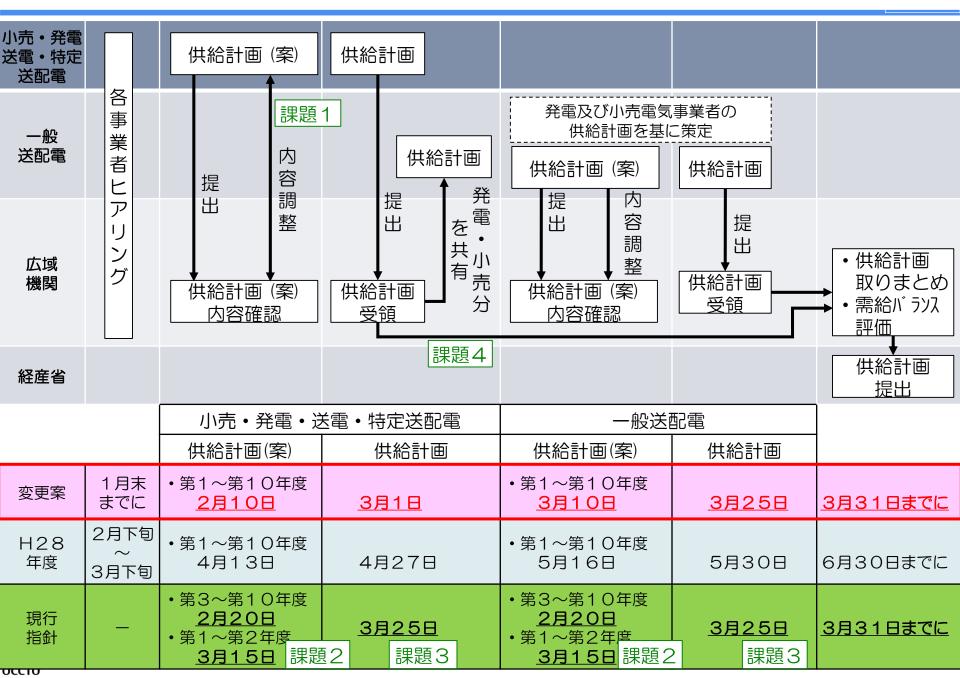
送配電等業務指針における供給計画提出スケジュールの見直しについて(H28.8.1) 1

- 送配電等業務指針における供給計画提出スケジュールについては、下記のような課題が見受けられることから、本機関のH29年度供給計画の取りまとめ等の業務に先立ち、今年度期中に見直しを行う必要がある。
 - > なお、H28年度においては、第2弾改正電気事業法の施行(4/1)に伴う経過措置として、送配電等業務指針に附則(平成28年4月1日附則第2条)を設けることで課題を回避した。
- 現在、H28年度供給計画とりまとめ実績を踏まえ、供給計画の提出スケジュールを検討中であり、 H28年9月に 送配電等業務指針変更の認可申請を行う予定。

<現行の送配電等業務指針における課題>

- 1. 発電及び小売電気事業者数の増加を踏まえ、供給計画案の内容確認及び調整期間を現状(年間の供給計画案: 3/15提出、供給計画:3/25提出)の10日間より多めに確保する必要がある。(なお、H28年度では、14日間を確保。 供給計画案:4/13提出、供給計画:4/27提出)
- 2. 長期(第3~第10年度)、年間(第1~第2年度)の提出期日を別に設定しているが、長期と年間の連続性も含めて、本機関が事業者に対し、内容の確認及びヒアリングを実施することを鑑みると、長期と年間の提出期日が分かれることは各事業者との調整作業の二重化につながり、非効率になる虞がある。(なお、H28年度では、長期と年間の提出期日を同一日に設定)
- 3. 一般送配電事業者の供給計画は、発電及び小売電気事業者が提出した供給計画を基に策定する必要があるが、一般 送配電事業者の本機関への提出期日が発電及び小売電気事業者と同一日(3/25)となっており、一般送配電事業 者の策定期間が想定されていない。
 - (なお、H28年度は、発電・小売・送電・特定送配電の提出期日を一般送配電より早めて設定)
- 4. 提出義務者である電気事業者(小売・発電・送電・特定送配電)は800社以上にのぼるため、作業スケジュール (供給計画受領(3/25)から、供給計画取りまとめ、需給バランス評価、評議員会・理事会での審議を経て、経済産業大臣に提出(3/31まで))が極めてタイトである。





※【業務規程 抜粋】

(供給計画の送付及び公表等)

第29条 本機関は、前条第1項及び第2項の結果を踏まえ取りまとめた供給計画に意見があるときは、次の各号に掲げる検討 結果を反映の上、経済産業省令で定めるところにより、意見を付して、毎年3月末日までに、経済産業大臣に送付する。

※【送配電等業務指針 抜粋】

(供給計画の案の提出)

- 第8条 電気事業者は、次の各号に定める期限までに、経済産業省令に定める様式に準ずる様式により、供給計画の案を本機関に提出しなければならない。
 - 一 第3年度から第10年度の供給計画の案 毎年2月20日
 - 二 第1年度及び第2年度の供給計画の案 毎年3月15日
- 2 電気事業者は、業務規程第26条第1項に基づき、本機関から供給計画の案の見直しの要請を受け、見直後の供給計画の案 を提出する場合には、本機関に対し、見直しを行った箇所について説明しなければならない。

(供給計画の提出)

- 第9条 電気事業者は、毎年3月25日までに、経済産業省令で定めるところにより、本機関に供給計画を提出しなければならない。
- 2 電気事業者は、本機関に提出した供給計画の案と供給計画との間に変更がある場合には、本機関に対し、変更箇所について 説明しなければならない。

※【送配電等業務指針附則(平成28年4月1日) 抜粋】

(平成28年度供給計画の案及び供給計画の本機関への提出)

- 第2条 平成28年度の供給計画の案及び供給計画の提出期限は、第9条の2及び第9条の3の規定にかかわらず、次の各号に掲 げるとおりとする。
 - 一 電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年6月18日法律第72号)の施行に伴い送電事業者、特定送配電事業者、 小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。)及び発電事業者となる者
 - ア 供給計画の案 平成28年4月13日
 - イ 供給計画 平成28年4月27日
 - 二 電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年6月18日法律第72号)の施行に伴い一般送配電事業者となる者
 - ア 供給計画の案 平成28年5月16日
 - イ 供給計画 平成28年5月30日

Transmission Operators, JAPAN